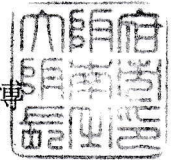


阪介保 第 234 号
平成 26 年 7 月 4 日

阪南市桃の木台 6-18-12
弓場 秀昭 様

阪南市長 福 山 敏 博



阪南市職員の民間契約への介入について

平成 24 年 12 月 5 日に「介護事業者みらい」が弓場様の介護サービス契約を突然に破棄したことについて、当時の阪南市介護保険課長、課長代理及び主査の 3 名は、みらいの一方的な解約理由に基づき、翌 6 日にこの契約解除に介入しました。本来ならば介護保険課長は、民間同士の契約行為であるため、当事者同士で解決を図るよう指導のみをすべきでありました。

このことにより、弓場様の尊厳や名誉を傷つけてしまい深くお詫び申し上げます。

以上のことから、阪南市としては、介護保険課長をはじめ関係職員のとった行為について、ヒアリング等の実態調査を行い、特に当時所属長であった介護保険課長においては、公共の利益のために勤務する者としては不適切であり、民間同士の契約への介入についての認識が欠如していたと言わざるを得ません。

よって、管理監督の立場にあった介護保険課長及び課長代理の 2 名について、介護保険課長は訓告、課長代理は口頭注意の処分をいたしました。

今後、関係職員には全体の奉仕者としての自覚とその責任の重さを再認識させ、阪南市として二度とこのような事態を起こしてはならず、再発防止に努めることと、これまでご指摘をいただいた市の関係文書の廃棄を確約いたします。